

霧島市条例第11号
平成31年3月29日

霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第193号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。